

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令案の概要に対するご意見に対する考え方について

整理 番号	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	<p>帰還への支援策しか考慮されていない。ICRP111では帰還する者のみならず、帰還しない者への支援、その前提として、多様な選択肢の呈示を勧告している。</p> <p>このように線量が高いなかでの性急な帰還促進策は逆効果である。帰還しない者への支援を行った方が長い目を見た場合に、政府や社会全体への信頼回復につながり、福島復興につながるものとする。</p> <p>この案は破棄し、除染の縮小、非帰還者への経済的支援、移住なども含めた総合的な見直しを行うべきである。</p>	<p>今回の改正庁令案の趣旨は、福島県からの要望を実現するための福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の成立に伴い、新設された措置が速やかに実行できるよう、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業の内容等について定めるものです。</p> <p>一方、長期避難者の避難先における生活拠点の形成を図るため、現行の福島復興再生特別措置法においても、生活拠点形成交付金により、公営住宅の整備をはじめとする必要なインフラ整備等を図るなど、避難されている方々への支援も行っているところです。</p> <p>今後とも、住民の皆様のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行い、引き続き、福島復興を進めてまいりたいと考えております。</p>